

令和4年台風第14号による 被災住宅の応急修理費を支援します

<はじめに必ずお読みください>

- 修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
必ず修理前の写真を撮影し保存しておいてください。
- この制度は、申込後に都城市が修理業者に修理を依頼し、費用を修理業者に直接支払う制度です。被災者から修理業者に費用を支払ってしまうと利用できなくなりますのでご注意ください。ただし、既に支払ってしまった場合でも、支払った費用のうち応急修理対象分の費用について、修理業者が被災者への返金に応じ、新たな契約により都城市から直接修理業者に支払う場合は、災害救助法による応急修理の対象となります。

■対象者（世帯）

- 市が発行するり災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と認定された方（世帯）
- 自らの資力では応急修理を実施できない方（世帯）

■応急修理の対象工事

- 居間・寝室・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下等の日常生活に必要な箇所
- 屋根・床・壁等の部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備
 - ※ 畳や壁紙等のみの取換え、家電製品は対象外となります。
 - ※ 駐車場、倉庫、別荘は対象外となります。

■費用の限度額（1世帯当たり）

- 半壊以上の世帯：655,000円以内（税込み）
- 準半壊の世帯：318,000円以内（税込み）

■申込書類 ※工事着手前に提出、手続の流れは裏面参照

- 「住宅の応急修理」申込チェックシート
- 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- り災証明書（写し）
- 施工前の被害状況が分かる写真
- 資力に関する申出書（様式第3号）※中規模半壊以下の場合
- 修理見積書（様式第4号）
- 借家の応急修理に係る所有者の同意書（様式第9号）※借家の場合
- その他市が求める書類

手続きに関する問合せ先（申請窓口）

都城市役所 土木部建築対策課

TEL：0986-23-2585 FAX：0986-23-2154

Mail：ken@city.miyakonojo.jp

手続きに関すること以外の問合せ先

都城市役所 総務部危機管理課

TEL：0986-23-2129 FAX：0986-26-0759

Mail：kikikanri@city.miyakonojo.jp

住宅の応急修理の手續及び流れ

